

国立民族学博物館刊行物審査委員会規則

〔平成16年4月6日〕
規則第 12 号

(設置)

第1条 国立民族学博物館が刊行する出版物のうち、広報企画会議、研究出版委員会、文化資源運営会議において審査を経たものについて審議するため、刊行物審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 館長
- (2) 各副館長
- (3) 各研究部長
- (4) 学術資源研究開発センター長
- (5) 管理部長

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、館長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第4条 委員会に副委員長を置く。

- 2 副委員長は、副館長（企画調整担当）をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 委員会が必要と認めるときは、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、研究協力課において処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月6日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。